

○津山圏域資源循環施設組合職員特殊勤務手当支給条例

平成27年2月20日

津山圏域資源循環施設組合条例第4号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、津山圏域資源循環施設組合（津山圏域資源循環施設組合同約（平成21年岡山県指令市第1号）第2条の市町から派遣された職員を除く。以下「職員」という。）の職員の特殊勤務手当に関する事項を定めることを目的とする。

(準用)

第2条 職員の特殊勤務手当に関する事項については、津山市職員特殊勤務手当支給条例（平成14年津山市条例第9号）を準用する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。